

「福祉心理士」資格認定制度規則

第1条 目的

この制度は、日本福祉心理学会会則第2章第4条の5に基づき、わが国の福祉心理学の発展に寄与し、福祉心理の業務に従事するものの専門性の向上に資するため、福祉心理士を養成する上での基礎資格を審査し、福祉心理士の資格認定を行なうものである。

第2条 資格認定

日本福祉心理学会は資格認定の業務を行うため、「福祉心理士」資格認定委員会（以下、資格認定委員会という）を置く。その運営は別に定める「福祉心理士」資格認定委員会規定に基づく。

第3条 認定に必要な資格要件は、別に「福祉心理士」資格認定細則に定める。

第4条 認定の申請は、別に「福祉心理士」資格申請手続き細則に定める。

第5条 福祉心理士の認定を受けたものは、名簿に記載される。

第6条 認定を受けた後、不正が明らかになった場合は、その認定は取消される。

第7条 本規則の改正は、日本福祉心理学会理事会の承認を得るものとする。

付 則 本規則は平成20年7月20日より実施する。